いい医療に向かってGO（11月25日）！

11 月 25 日を含む 1 週間は医療安全推進週間です。
診察室に入ると緊張してしまう、こんなこと言っていいのかな、聞いていいのかなと思ってしまうことはありませんか？
自分の望む医療を選択して受けるためにインフォームド・コンセント（医療者による説明と、患者の理解・選択にもとづく同意）はかかせません。
医療者がわかりやすい説明を心掛けるのとあわせて、患者さんにも医療者任せにしない、ちょっとした心がけが必要です。

「医者にかかる10箇条　あなたがいのちの主人公・からだの責任者」

1．伝えたいことはメモして準備
2．対話の始まりはあいさつから
3．よりよい関係づくりはあなたにも責任が
4．自覚症状と病歴はあなたの伝える大切な情報
5．これからの見通しを聞きましょう
6．その後の変化も伝える努力を
7．大事なことはメモをとって確認
8．納得できないときは何度でも質問を
9．医療にも不確実なことや限界がある
10．治療方法を決めるのはあなたです

※出典：認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML「新・医者にかかる10箇条」



医療安全支援センター患者の声相談窓口

安心して医療にかかるための方法を一緒に考えます。
多摩立川保健所　**042－526－3063**（主として管内の**診療所**のこと）
都庁　**03－5320－4435**（主として都内の**病院**のこと）
※原則電話で30分以内。
※医療の過失や責任の所在の判断、紛争の仲介等は行いません。
※医療費に関することは、医療機関の窓口、各健康保険者へお問い合わせください。



医療従事者の皆様へ

令和８年は、２年に１度の医療従事者の方の届出の年になります。
法令により令和８年 12 月 31 日現在の状況をお届けください。
医師・歯科医師・薬剤師による届出（三師届）や業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士による届け出（業務従事者届）については、従来の紙による届出に加え、令和４年度から、医療機関等でとりまとめた上でオンライン届出が可能となりました。なお、医療機関等に勤務していない方は、紙による届出となります。
※届出の詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

【この記事に関する問合せ先】管理課　保健医療担当

知っていますか？
第一種施設（学校・病院・児童福祉施設・行政機関等）は原則、「敷地内禁煙」です！

改正健康増進法により、第一種施設※は「原則敷地内禁煙」です。
建物の中はもちろんのこと、屋外を含めて敷地内が原則として禁煙となります。

東京都受動喫煙防止条例では、子どもを受動喫煙から守る観点から、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などについて、屋外にも喫煙場所を設けないよう努めることとされています。



多摩立川保健所
たばこ対策キャラクター
禁煙きんちゃん

※第一種施設：学校、各種養成施設、病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、行政機関の庁舎など

とうきょう健康ステーション
受動喫煙防止対策の情報を発信しています。
東京都受動喫煙防止条例

東京都受動喫煙防止対策相談窓口
もくもくゼロ
0570－069690
平日 9:00～17:45　※通話料がかかります。

みんなでルールを守り、受動喫煙のない環境をつくりましょう。

【この記事に関する問合せ先】市町村連携課　市町村連携担当